

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-外食業分野の基準について-

平成 31 年 3 月

法務省・農林水産省編

(制定履歴)

平成 31 年 3 月 20 日公表

令和元年 1 月 29 日一部改正

令和 2 年 2 月 28 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 2 月 19 日一部改正

令和 3 年 7 月 1 日一部改正

令和 4 年 8 月 30 日一部改正

令和 5 年 8 月 31 日一部改正

令和 6 年 2 月 15 日一部改正

令和 7 年 5 月 30 日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、外食業分野についても「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成 30 年 12 月 25 日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっていると

ころ、外食業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成31年農林水産省告示第527号。以下「告示」という。）において、外食業分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（1）特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

- ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人）
外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）
- イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人）
外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

外食業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売等）に付随的に従事することは差し支えない。また、いずれの場合も、関連業務を含め、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）第 2 条第 3 項に規定する「接待」（以下「接待」という。）に従事してはならない。

（１）１号特定技能外国人

運用方針 3（１）アに定める試験区分及び運用方針 5（１）アに定める業務に従い、上記第 1 の 1（１）の試験合格又は下記 2（１）の技能実習 2 号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務

（２）２号特定技能外国人

運用方針 3（２）アに定める試験区分及び運用方針 5（１）イに定める業務に従い、上記第 1 の 1（２）の試験合格により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理、店舗経営の業務

【主たる業務】

- 外食業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務（外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）、店舗経営）に主として従事しなければなりません。

（１号特定技能外国人）

- 飲食物調理、接客、店舗管理は、例えば、それぞれ、次のようなものが想定されます。
 - （１）飲食物調理：客に提供する飲食料品の調理、調製、製造を行うもの（例：食材仕込み、加熱調理、非加熱調理、調味、盛付け、飲食料品の調製 等）
 - （２）接客：客に飲食料品を提供するために必要な飲食物調理以外の業務を行うもの（例：席への案内、メニュー提案、注文伺い、配膳、下膳、カトラリーセッティング、代金受取り、商品セッティング、商品の受け渡し、食器・容器等の回収、予約受付、客席のセッティング、苦情等への対応、給食事業所における提供先との連絡・調整 等）
 - （３）店舗管理：店舗の運営に必要となる上記 2 業務以外のもの（例：店舗内の衛生管理全般、従業員のシフト管理、求人・雇用に関する事務、従業員の指

導・研修に関する事務、予約客情報・顧客情報の管理、レジ・券売機管理、会計事務管理、社内本部・取引事業者・行政等との連絡調整、各種機器・設備のメンテナンス、食材・消耗品・備品の補充、発注、検品又は数量管理、メニューの企画・開発、メニューブック・POP 広告等の作成、宣伝・広告の企画、店舗内外・全体の環境整備、店内オペレーションの改善、作業マニュアルの作成・改訂 等)

- 1号特定技能外国人は、試験等で立証された能力を用いて外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）の業務に幅広く従事する必要があります。ただし、職場の状況に応じて、例えば、許可された在留期間全体の一部の期間において調理担当に配置されるなど、特定の業務にのみ従事することも差し支えありません。

（2号特定技能外国人）

- 飲食物調理、接客、店舗管理は、例えば、それぞれ、上記（1）～（3）、店舗経営は、例えば、次のようなものが想定されます。

店舗経営：店舗をトータルで管理するために必要な上記（1）～（3）の業務以外のもの（例：店舗の経営分析、経営管理、契約に関する事務等）

- 2号特定技能外国人は、試験等で立証された能力を用いて外食業全般及び店舗経営の業務について、トータルで管理できる人材として、従事する必要があります。

そのため、例えば、店舗経営・管理の業務に加え、接客、飲食物調理を行うことも、差し支えありません。

（共通）

- 特定技能外国人を受け入れる事業者は、特定技能外国人を以下の飲食サービス業のいずれかを行っている事業所に就労させる必要があります。

なお、本要領別冊でいう客とは、飲食料品を消費（飲食、喫食）する特定の者を行います。（集団給食のように、注文や受取りについて、代理の者を介する場合も含みます。）

一方、飲食料品を提供する相手自らがその飲食料品を消費するのではなく、不特定の消費者に販売する目的で仕入れる者である場合は、いわゆる B to B（Business to Business）取引である卸売りに該当するため、飲食サービス業による客への提供には該当しません。

- （1）客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業（例：食堂、レストラン、料理店等の飲食店、喫茶店等）
- （2）飲食することを目的とした設備を事業所内に有さず、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業（例：持ち帰り専門店等）
- （3）客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配

達飲食サービス業(例:仕出し料理・弁当屋、宅配専門店、配食サービス事業所等)

- (4) 客の求める場所において調理した飲食料品の提供を行う飲食サービス業(例:ケータリングサービス店、給食事業所等)

なお、飲食サービス業を行っている事業所に当たるか否かを判断するに当たっては、飲食サービス業を営む部門の売上げが当該事業所全体の売上げの主たるものである必要はありません。このため、例えば、宿泊施設内の飲食部門や医療・福祉施設内の給食部門などで就労させることも可能です。

- 関連業務も含めて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第3項に規定する接待(歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと。以下「接待」という。)に従事してはなりません。具体的な接待の定義及び判断基準については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(通達)」(令和6年6月27日付け警察庁丙保発第7号、丙人少発第36号)の第4を参照してください。

https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/hoan/hoantsutatsu/202460627_kaisyaku-unyou-kijun.pdf

【関連業務】

- 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません(接待を除く。)
- なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます(注)。
- (注) 専ら関連業務に従事することは認められません。
- (1) 店舗において原材料として使用する農林水産物の生産
- (2) 客に提供する調理品等以外の物品の販売

【相談窓口】

- 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が外食業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03(6744)2053

【確認対象の書類】

- 外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 14－1 号）
- 事業所において飲食サービス業を行うに当たって、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料
 - ・ 保健所長の営業許可を受けている場合は、許可書の写し
 - ・ 保健所長の営業許可を要しないが届出の対象の施設については、届出（届出後に変更届を提出している場合は変更届も含む。）の写し（例：学校、病院、その他の施設の特定給食施設）
- ※ 保健所長の営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合（営業許可書の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）には、①名宛人が異なることに関する理由書、②特定技能外国人が業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における飲食サービス営業に関する契約書の写し等の提出が必要
- ※ 法令に基づく許可等を要しない施設の場合は資料の提出は不要

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

外食業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に

合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、外食業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（1）1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

「外食業特定技能1号技能測定試験」

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

（2）2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

「外食業特定技能2号技能測定試験」及び「日本語能力試験（N3以上）」

イ 実務経験

食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての実務経験（ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していない者に限る。）を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

（2）「外食業特定技能2号技能測定試験」及び「日本語能力試験（N3以上）」（運用方針3（2）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）

（技能水準）

外食業特定技能2号技能測定試験の合格及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての、2年間の実務経験（ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していないものに限る。以下「指導等実務経験」という。）を要件とする（注）。

（中略）

（注）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、外食業分野の1号特定技能外国人として本邦において就労している期間が2年6か月を超える者について

は、運用要領改正の翌日以降特定技能 1 号の在留期間上限の日までの日数から 6 か月を減じた期間を目安とした指導者等実務経験を積んでいること。

第 3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習 2 号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「医療・福祉施設給食製造職種：医療・福祉施設給食製造」の第 2 号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、食品衛生に配慮した飲食物の取扱い、調理・給仕に至る一連の業務を担うという点で、1 号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、外食業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第 1 の 1 (1) の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第 2 号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に 3 年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第 1 の 2 (1) 及び (2) の試験を免除する。

- 1 号特定技能外国人として外食業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。
- また、1 号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習 2 号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。
- 2 号特定技能外国人として外食業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語能力試験の合格に加えて、食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての、2 年間の実務経験が必要です。
「2 年間の実務経験」については、当該経験を終えてから、基本的に 5 年を想定していますが、10 年を超えないものに限りします。

「複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督」とは、2 名以上のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督することを指し、指導・監督を受ける者の国籍、在留資格、職責等は問いません。また職場の状況やシフトの都合等により、常時 2 名以上いる体制でなくとも差し支えありません。

この場合の「店舗管理を補助する者」とは、店長や事業所責任者が行う店舗管理（衛生管理全般、求人・雇用に関する事務、顧客情報の管理、会計事務管理、食材・消耗品・備品の補充・発注・数量管理等）の業務を補助するものとし、例えば、副店長、サブマネージャー、サブリーダー、サブチーフ、班長、担当部門長、事業所副責任者等のような役職が想定されますが、店長、事業所責任者などとして、店舗管理に従事することも含みます。

【確認対象の書類】

＜特定技能１号の場合＞

○ 試験合格者の場合

- ・ 外食業特定技能１号技能測定試験の合格証明書の写し
- ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか
国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
日本語能力試験（N４以上）の合格証明書の写し
- ＊ただし、修了した技能実習２号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習２号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N４以上）のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習２号修了者の場合

- ・ 技能実習２号修了時の技能実習評価試験に合格している場合
医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
- ・ 技能実習２号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合
技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）
＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第４章第１節（３）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能２号の場合＞

- 外食業特定技能２号技能測定試験の合格証明書の写し
- 日本語能力試験（N３以上）の合格証明書の写し

【留意事項】

＜特定技能１号＞

- 技能実習２号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習２号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習２号修了時の医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した

技能等の修得等を評価した文書の提出が必要です。

＜特定技能２号＞

- 外食業特定技能２号技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。実務経験を証明する書面等については「外食業特定技能技能測定試験実施要領」をご確認いただくか、農林水産省へご確認ください。
- 外食業分野の指導等実務経験の経過措置に係る必要実務経験期間については、以下の算出方法により計算してください。

例）改正の日時点で外食業分野の１号特定技能外国人としての在留期間（再入国期間を含む）が「３年と２０日」となり、運用要領改正の翌日から特定技能１号の在留期間の上限の日までの残日数が、「１年１１か月と１０日（２３か月と１０日）」の場合、実務経験は、そこから６か月を減じた「１年５か月と１０日（１７か月と１０日）以上」が必要です。

・計算式

在留機関の上限の日までの残日数	－	除外する期間	=	必要な実務経験期間
１年１１か月と１０日 （２３か月と１０日）※１		６か月 ※２		１年５か月と１０日 （１７か月と１０日）

※１ 「在留期間上限期間５年（６０か月）」から、これまでの特定技能１号の就労期間を差し引いてください。

（上記の例では、「５年（６０か月）」から「就労期間３年と２０日（３６か月と２０日）」を差し引いて算出しています。）

※２ 除外する期間（人事発動のための準備期間）は一律で６か月です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であつて、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。
- 二 特定技能外国人に、接待（風営法第2条第3項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこととしていること。
- 三 特定技能外国人を、第1号括弧書の規定により風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所から除外される営業所において就労させる場合にあつては、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。
- 四 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 五 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

- 六 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 七 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
- 八 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。
- 九 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を外食業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

（1）接待を行わせないことの確実な履行を図るために必要な措置（運用方針（2）ウ関係）

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であつて、風俗営業法第3条第1項の許可（風俗営業法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所において、外食業分野の特定技能外国人を就労させる特定技能所属機関は、特定技能外国人に接待を行わせないことの確実な履行を図るための措置として、当該機関の職員が対応すべき事項等を定めたマニュアルの作成及び特定技能外国人からの相談体制の整備等を行う。

また、当該機関が接待を行わせないことの確実な履行を図るため、農林水産省は、観光庁と連携し、当該機関、業界団体等に対して、助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 特定技能外国人に、風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所において就労させてはなりません。ただし、旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテ

ル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所であれば、就労させることは可能です。

具体的には、旅館・ホテルの宴会場等で接待を伴う飲食提供がある場合でも、当該旅館・ホテルのレストランや宴会場等において、外食業全般の業務に従事することができます。

- 特定技能外国人に、風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させてはなりません。
- 特定技能外国人に、接待を行わせてはなりません。
- 特定技能所属機関が、外食業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 協議会に加入していない特定技能所属機関が旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所（以下「対象旅館等」という。）において特定技能外国人を就労させる場合にあっては、協議会に加入する際、協議会に加入している特定技能所属機関が対象旅館等において特定技能外国人を就労させる場合にあっては当該就労を開始させる前に、特定技能外国人に接待を行わせないことの確実な履行を図るための措置として、特定技能所属機関の職員が対応すべき事項等を定めたマニュアル（以下「接待防止マニュアル」という。）の作成、及び特定技能外国人からの相談体制の整備を行うとともに、特定技能外国人に接待を行わせないこと、及び接待防止マニュアルにより、接待の防止に関する説明を行うことを約する誓約書並びに接待防止マニュアルを協議会に提出しなければなりません。
- 協議会の構成員である特定技能所属機関が、特定技能外国人に接待を行わせたことが、協議会により認められた場合は、構成員から除名を行い、除名措置を行ったことを公表します。
- 接待を行わせないことの確実な履行のために必要な場合は、農林水産省は観光庁と連携して当該特定技能所属機関に対して指導を行うこととし、その後の改善が認められない場合は、構成員から除名を行います。
- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援委託される特定技能外国人に

係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。

- 特定技能外国人に対して、キャリアアッププランのイメージを予め設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明しなければなりません。

【キャリアアッププランの内容の例】 ※任意様式

- ・ 想定されるキャリアルート
- ・ 各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数
- ・ レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など
- キャリアアップさせる際は、辞令や職務命令書等をもって、例示した役職を命じ、業務に従事させてください。
- 特定技能外国人から外食業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 問合せ先は次のとおりです。

特に、協議会において、外食業分野の対象でないと判断された場合には、特定技能外国人を雇用することはできませんので、外食業分野の受入れ対象事業所の可否について疑義がある場合は、当協議会の加入申請をする前に問合せ願います。

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03 (6744) 2053

なお、その他問い合わせに関する詳細は、以下の農林水産省のホームページ※をご覧ください。

※外食業分野における外国人材の受入れについて

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/gaikokujinzai.html>

【確認対象の書類】

- 外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第14-1号）（特定技能所属機関）
- 協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）
- 事業所において飲食サービス業を行うに当たって、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料
 - ・ 保健所長の営業許可を受けている場合は、許可書の写し

- ・保健所長の営業許可を要しないが届出の対象の施設については、届出（届出後に変更届を提出している場合は変更届も含む。）の写し（例：学校、病院、その他の施設の特定給食施設）
 - ※ 保健所長の営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合（営業許可書の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）には、①名宛人が異なることに関する理由書、②特定技能外国人が業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における飲食サービス営業に関する契約書の写し等の提出が必要
 - ※ 法令に基づく許可等を要しない施設の場合は資料の提出は不要
 - 風営法第2条第1項に規定する風俗営業の許可を受けている旅館・ホテルで従事する場合、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料
 - ・旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可に係る営業許可証（書）の写し
 - ・風営法第3条第1項の風俗営業の許可に係る営業許可証（書）の写し
 - ※ 営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合（営業許可証（書）の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）には、①名宛人が異なることに関する理由書、②特定技能外国人が業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における旅館・ホテル営業に関する契約書の写し等の提出が必要
 - 外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第14－2号）（登録支援機関）
 - 協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）
- 【留意事項】
- 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。
- 二 特定技能外国人に、接待（風営法第2条第3項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこととしていること。
- 三 特定技能外国人を、第1号括弧書の規定により風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所から除外される営業所において就労させる場合にあっては、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。
- 四 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 五 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 六 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

- 七 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
- 八 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。
- 九 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を外食業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、
外食業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

外食業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能

2号」に係る上陸基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第14－1号）（特定技能所属機関）

別表(外食業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	医療・福祉施設 給食製造	医療・福祉施設 給食製造	
【特定技能2号】 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)及び店舗経営					外食業特定技能2号技能測定試験 日本語能力試験(N3以上)

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注)特定技能2号については、技能試験及び日本語能力試験の合格に加えて、実務経験要件(食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者(副店長、サブマネージャー等)としての、2年間の実務経験(ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していないものに限る。))が課せられています。

外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

外食業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を以下の飲食サービス業のいずれかを行う事業所に就労させること。
 - (1) 客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業（例：食堂、レストラン、料理店等の飲食店、喫茶店等）
 - (2) 飲食することを目的とした設備を事業所内に有さず、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業（例：持ち帰り専門店等）
 - (3) 客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配達飲食サービス業（例：仕出し料理・弁当屋、宅配専門店、配食サービス事業所等）
 - (4) 客の求める場所において調理した飲食料品の提供を行う飲食サービス業（例：ケータリングサービス店、給食事業所等）
2. 特定技能外国人に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこと。
3. 特定技能外国人に、接待（風営法第2条第3項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこと。
4. 特定技能外国人を、2の括弧書の規定により風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所から除外される営業所において就労させる場合にあっては、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。
5. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）であること。
6. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営であること。
7. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
8. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
9. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
10. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
11. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
 - (1) 協議会の構成員であること。
 - (2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

(3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

12. 特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージを予め設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること

13. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

外食業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る 1 号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
2. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
3. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者